

## 第2節 研究環境

### 1 経常的な研究条件の整備

#### 1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

(A群:個人研究費、研究旅費の額の適切性)

**【現状の説明】** 研究を財政的に助成する制度として、専任教員に対して一定額を限度とする個人研究費が支給されている。個人研究費は「聖学院大学研究費利用に関する規程」に従い、各教員個人の専門分野における研究の遂行を促進し、研究目的の達成に資するため、全学的な交付基準に従い、定額が支給される（大学院専任教員 50 万円、学部専任教員 40 万円、総合研究所専任教員および特任教員 20 万円）が、この中には学術学会等への参加費用である研究旅費も含まれている。またこの個人研究費とは別に、図書購入のために、総合研究所専任教員、特任教員を除く専任教員一人当たり 20 万円枠の図書費が計上されており、学科毎に計画して図書を購入している。その他、後述する特別研究期間適用者（大学全体で、半年間の適用の場合に約 6、7 名。その他に 2 ヶ月の短期適用者として 2、3 名）の内、在外研究、国内留学申請者には特別研究費（旅費等を含み、全体の年間予算総額は 600 万円。また、短期適用については総額 100 万円）が支給されている。

その他、現在情報ネットワーク環境が整ったことに伴い、教育研究活動上必須のアイテムとなっているパソコンの購入については、一人 1 台について大学より貸与という形で補助される。また関連してソフトウェア類についても、マイクロソフト製品については、学内の貸与パソコンはもちろん、自宅においても一人 1 ライセンスまで導入することが可能となっている。ソフトウェアについては、この他にも学内的に利用者が多く要望が高いものについては、大学としてライセンス契約を行っている。

**【点検・評価】** 実質利用できる研究旅費を含んだ個人研究費は決して多いとは言えないが、社会科学・人文科学系の教員の研究費としては特に少なくもない平均的な額と思われる。しかし、それ以外にも図書購入費やパソコン貸与、さらにはパソコン利用にあたっての主要なソフトウェアの購入費などが補助されていることなどを総合的に判断すると、基本的には個人で利用できる研究費としては充実しているものと考えられる。さらに特別研究期間（在外研究・国内留学）適用者には、役職手当を除く給与が全額支払われると同時に通常の個人研究費に加えて支給される特別研究費（1 年間適用者の場合、旅費を含めて 200 万円を限度として支給）などもあり、教育研究の活性化に果たしてきた役割は大きい。なお、個人研究費を、多くの大学で見られるように研究旅費と分けてないのは、各教員の研究の状況に応じて、年度によっては旅費に多く支出する場合や、書籍類購入に多くの費用が必要な場合があることなどを考慮したものであるが、このことも研究内容の充実に貢献しているものと思われる。

**【課題・方策】** 本学の教員の研究活動をさらに充実・改善していくためには、個人研究費の充実と共

第6章 第2節  
研究活動と研究環境

に制度的・資金的な援助体制の一層の充実を図ることは言うまでもないことである。また一度に多額の費用を必要とする場合には、年度を超えた処理に対応することができないための不便も生じている。このことに関しては、本学において制度的に可能かどうかという点を含めて、今後検討していかねばならない課題である。

大学における財政事情が厳しさを増す中で、現実の問題としては、個人研究費の額を増やすことが困難な場合、各教員の配分方法の見直しに加え、科学研究費や委託研究、受託研究など外部資金の積極的な活用を推進していくことも今後検討されるべき課題となる。

## 2) 教員研究室の整備状況

(A群:教員個室等の教員研究室の整備状況)

**【現状の説明】** 専任教員には個別の研究室が与えられている。研究室には電話、学内外にインターネット接続されたパソコン、机・椅子・書棚などが整備されている。1室当たりの平均面積は大学・大学院では22.03㎡、総合研究所では42.19㎡である。また、大学院生には共同研究室を供与し、大学院生一人ひとりに学習研究用のスペースと設備（机・椅子・書棚・パソコン・コピー機など）を用意している。

建 物	研究室数	面積(㎡)	備 考
1号館	8	272.02	(学部・総合研究所)
2号館	6	252.42	(大学院・学部)
3号館	4	84.24	(大学院・総合研究所)
ディスプレイ館	1	18.13	(学部)
8号館	94	1,907.78	(大学院・学部)
図書館	2	106.65	(大学院・総合研究所)
合 計	115	2,641.24	

(研究室平均面積:22.96㎡、院長・学長、ラーニングセンターを除く)

研究室の管理・運営と教員への割り当ては学長、大学事務局長が直接所管しており、退職する教員に伴う研究室の空室状況、着任する新任教員への研究室割り当て等に関して各学部長などとも協議しつつ決定する。研究室の割り当てに関しては、教員間の交流が特に学科内で活発に行われるよう、例えば欧米文化学科の教員研究室は8号館2階に集めるなど、できるだけ同一学科の教員を同じ階にする配慮がなされている。また、教育研究の活性化のためには教員間の協力や意見交換等が大切であり、教員研究室の配置はこの目的の達成にとって基本的な重要性を持っているが、同様の観点から学部共同利用室やコモン・ルーム、ガルスト・ホールなど、教員間や教員と学生・大学院生間の談話室などが設けられている。

**【点検・評価】** 個別の研究室が与えられない例外として、英語教育関係の特任講師がある。これは本学の英語教育プログラムの運営上、常に週に一度は全員が集まってミーティングを行い、

学生の状況を共有しつつ教育を進める必要があるためである。教材作成からその結果としての評価まで常に共同で作業するため、大部屋の共同研究室を供している。このような教育活動上の配慮は、研究室の配置や共同利用研究室・談話室などの整備と合わせて、教員間の協力体制にとって良好に作用しており、大いに評価できるものである。

**【課題・方策】** 個別の研究室に関する問題点としては、研究室の約4分の3は8号館に集中しているが、残りは学内各所に散在していることである。学内の情報ネットワーク網が以前に比較して飛躍的に整備され、空間的には離れていても連絡が迅速かつ円滑にとれるようになっていたとは言えるものの、直接顔を合わせての意見交換はネットワーク社会においても重要なことである。8号館は当初、全ての教員を1つの建物に集中させる計画を持って教員研究室棟として建設した建物であったが、その後の学部・学科や大学院等の充実のために、想定以上に教員が増えてきたこと、さらに共同研究室をいくつか設けたことなどが研究室不足を発生させた要因である。この意味で、研究室に対する基本的考え方の再構築が必要であると共に、教員が直接に出会い、意見交換を行える場の設定などについてさらなる検討が必要になる。

### 3) 教員の研究時間を確保させる方途

(A群:教員の研究時間を確保させる方途の適切性)

(A群:研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性)

**【現状の説明】** 学部では専任教員の基準担当コマ数(1コマ:90分)を春学期、秋学期合計で11コマ以上としている。また、それ以外にも卒業論文指導やアドバイザーとしての役割、学内の教務部委員会・入学試験実施委員会・学生部委員会等の各種委員会活動のために拘束される時間も少なくはない。そのため専任教員の最低大学勤務(授業)日数は週3日以上と定めてはいるが、多くの教員は4日または5日以上勤務を行っているのが現状である。教員は多様化する教育業務、委員会活動、入試関連活動(AO面談、出張講義など)および社会的活動等を抱えながら、それらの合間を縫って各自の研究プログラムと研究方法を工夫し研究時間を確保しているのが現状である。そのため本学では、1993年度より一定期間継続勤務した学部所属専任教員(教授会構成員)を対象に6ヶ月間あるいは1年間の特別研究期間制度を設けている。

本制度はサバティカルのような休暇制度ではなく、研究に集中できる時間を確保し、それをもって教育活動に還元することを意図する制度である。したがって適用の年齢も定年5年前までとし、若手教員の学位取得やまとまった研究を行う必要がある場合に、特に有効に利用されている。さらに、適用期間中は役職手当等の一部手当を除く給与全額が支給される。本制度は申請によるが、本学専任教員となってから6年間の継続勤務を行った者に資格が発生する。その後は1年間の適用を受けた場合は6年経過後(半年適用の場合は3年後)に再び資格が発生する。現在大学教授会構成員は約80名であるが、

第6章 第2節  
研究活動と研究環境

単純に計算すると11～13年程度で回ってくることになるが、実際には採用後6年以上、定年前5年以前という制約があり、さらには学位取得などの研究の緊急性や必要性などから選別されるため、半年間（6ヶ月）適用で約5年、1年間適用で約10年程度毎の特別研究期間取得が可能となっている。

これとは別に設けられている短期特別研究期間制度は、春期休暇期間、夏期休暇期間などの長期休暇を利用して、最大2ヵ月程度の集中的な研究専念ができる期間として設けられている制度である。本制度は特に現役の役職者や委員会責任者など学期期間中に研究のための時間を取ることが極めて困難な教員に対して、申請により学長が指名する。適用者は学部全体で年間2～3名である。

特別研究期間制度適用者

年度	政治経済学部		人文学部		人間福祉学部		基礎総合教育部		合 計	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
2007(予定)	1	1	1	2	1	1			3	4
2006	1	1	1	1	1	1	1		4	3
2005	1	1		2	1	1			2	4
2004	1	1	1	2	1	1			3	4
2003	1		1	3	—	—			2	3
2002	1	1	2	2	—	—	—	—	3	3
2001	1	1	2	1	—	—	—	—	3	2
2000	1	1	1	1	—	—	—	—	2	2

**【点検・評価】** 教員の研究時間は、あくまでも各自の意思と意欲に基づいて確保されるものであり、これを外的に決定することはできない。しかし、学生への教育活動と並んで重要な業務である研究活動を、大学としていっそう活性化させるためには、教員の研究時間を無理なく確保しうる環境を整えておくことは必要である。その観点から本学では特別研究期間制度を早くから設け、集中的に研究に専念できる機会と財的援助を用意し、毎セメスターに各学部から1人はその適用を受けられるよう配慮しており、さらに、これとは別枠で2ヶ月程度の短期特別研究期間の適用を受けることも可能であることから、本学規模の大学としては標準以上のレベルに達しているものと思われる。しかしその一方で、教員の教育に充当すべき時間枠は毎年増え続けざるを得ない状況にあって、現状では教員の研究者としての時間の確保という問題は、教員自身の意思と計画性に任されていることから、大学としては依然未解決の課題として残されている。

**【課題・方策】** 長期に大学を離れて研究に専念できる教員枠を増やすことができれば理想的であるが、近年の大学が置かれている財的な状況や、現在でも各学部で1セメスターに確実に1人の教員が不在となることなどから、その間の他教員にかかる教育面の負担増などを考えた場合、安易に休暇取得の人数を増やすことは難しいと思われる。とするならば、通常の教育研究活動の中で、いかにして研究時間を確保するための方策を打ち出していけるかが課題である。

具体的には大人数の会議を初めとして、委員会活動の見直しが考えられるが、単に委員会を減らすということではなく、ネットワーク会議など効率的な委員会運営や、会議人数の縮小、会議時間の短縮、権限委譲による個人への負担軽減などを総合的に検討する必要がある。また同時に教員をサポートする事務職員のスキルアップと役割分担が大きな課題になると思われる。

また、夏期休暇や春期休暇中の行事等を極力減らし、研究や講義準備のためのまとまった時間を取れるように留意することは、長期的に見れば教員個人のためだけでなく、大学のためにも有効と思われる。

#### 4) 共同研究費

(B群: 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性)

【現状の説明】 本学においては、前述（本章第1節4））のとおり共同研究については、総合研究所においてプロジェクトを立ち上げ、必要な予算を確保する体制が取られている。具体的には共同研究代表者からの申請に基づき、総合研究所委員会において承認され、予算案として提出される。2005年度においては11件の研究プロジェクトに対して、総額17,038,000円の予算が計上された。

研究プロジェクト名	研究代表者	予算額(円)	備考
英語教育研究	寺田正義	2,065,500	
グローバルゼーション研究	大木英夫	2,389,500	
都市経営研究	佐々木信夫	2,804,500	
グローバルゼーションの文脈における総合的 日本研究	大木英夫	820,000	
朝鮮半島と北東アジア研究	康 仁徳	1,999,000	
ヨーロッパ統合の理念と実態研究	大木雅夫	1,046,000	
公共神学研究	深井智朗	1,038,000	
ピューリタニズム研究	松谷好明	1,234,000	
カウンセリング研究	平山正実	1,365,000	
児童における総合人間学の試み	村山順吉、森下みさ子	1,209,500	
国際金融研究	速水優、眞野輝彦	1,067,000	

【点検・評価】 共同研究の長所は、個人研究とは異なり多面的で複眼的な研究が期待できることである。研究テーマは大学としての建学の理念や学部・学科設立の理念に関わるものが対象として選択される場合が多い。時には専門分野を超える独自の視角で捉えられた、独創性に富み、また学際的に有意義と認められる研究が承認される場合もある。

これらの研究成果は、毎年必ず公表することが義務付けられており、総合研究所のニューズレターや紀要により学内外に公表されることはもちろん、最近では広報的に外部に向けて強くアピールできるような研究成果は、インターネットを通じて世界に向けての配信も同時に行われ、適切に運用、活用されている。また、これらの研究については可

## 第6章 第2節 研究活動と研究環境

能な限り外部機関の研究資金の導入や研究助成を得るように勧められているが、その成果が外部に向けてアピールできるものであるためにも必要なことであり、実際にいくつかの研究テーマが外部の助成を得ていることは大いに評価できる。

**【課題・方策】** 総合研究所が本学における研究支援機関として果たしている役割は大きい。大衆化した大学では高度な研究に裏打ちされた教育への志向は益々増大しつつある。研究の活性化と質の向上を促し、それを教育の向上につなげていくためには、教員同士が共通の研究テーマのもとに切磋琢磨する共同研究は大いに意義あるものである。共同研究は、個々の研究者の知の集結であり、各自の研究の幅を広げ、大いに刺激を与え合う機会となるはずであり、今後とも積極的な共同研究の推進が計られなければならない。予算によって研究所の活動が停滞することや、十分な成果が得られないことがないようにする一方、研究者同士の交流をいっそう深め、より実り多い研究成果が期待できるような運用が望まれる。具体的には、共同研究の検討は総合研究所委員会にて行われるが、より公開された形で共同研究テーマを募集し採択していく仕組みを整える必要がある。

## 2 競争的な研究環境創出のための措置

### 1) 研究助成金の申請と採択状況

(C群: 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況)

**【現状の説明】** 本学では毎年科学研究費補助金の申請を複数の教員が行い、採択されている。2005年度の新規申請は17件に対し、採択は1件、前年度からの継続交付は3件あるが、申請・採択ともに多いとは言えない。これは決して望ましい状況ではないが、学内論叢への投稿も比較的安定しており、この申請・採択件数の低さが直ちに本学の研究活動の停滞を意味するものではない。科学研究費補助金に関しては、申請作業が繁雑であるにも関わらず採択される可能性が極めて低いという認識が学内にあるようであり、このことが申請を控えさせる要因の一つにもなっているとも考えられる。

一方、科学研究費補助金以外に学外の助成機関より助成を得て行われた研究は、本学で把握している範囲では総合研究所の組織として行っているいくつかの研究活動に限られている。その他本学の教員による学外の研究助成を得て行われる研究プログラムについては一般に低調である。(p. 221)

**【点検・評価】** 科学研究費補助金への申請ならびにその採択状況や、外部民間機関等による研究助成への応募状況などを見るかぎり、学外の研究資金を得て行われる研究活動は概して低調であると言わざるを得ない。その要因として考えられることは、本学の個人研究費等の研究助成が金額面で妥当な水準に達していること、その用途についても使用規程はあるものの厳しい制限を設けておらず、教員に比較的自由的な裁量が与えられているという恵

まれた状況にあること、加えて従来教員に対して積極的に学外の研究助成に応募するよう組織的に働きかけることを行っておらず、そのため煩雑な申請書類の作成を初め、予算の執行、報告書の作成、決算報告書作成など、すべてを教員個人で行わなければならないため、申請作業自体が敬遠されることなどが考えられる。

**【課題・方策】** 学内論叢への投稿や、学会への参加・発表などを含め、教員の研究活動を外部に向けて開拓し、その成果を問うためにも外部の研究資金を獲得する努力をすべきであろう。教員の自主性に期待して外部の研究資金を獲得するための努力が図られることが望ましいが、それだけでは外部資金獲得の努力が十分になされない可能性もある。その観点からは、総合研究所における共同研究の外部研究助成の申請は事務部門が中心となって行っており、採択件数も増えつつあることから考えて、申請の補助のための専門的事務部門を設けることが課題となってくる。現在の研究所事務室の強化を進めつつ、単に総合研究所の共同研究のみならず大学全体の研究全般にわたる支援的な組織と改編することも視野に入れつつ、外部の研究助成金への応募を促すための施策を検討していかねばならない。

### 3 研究上の成果の公表、発信・受信等

#### 1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置

(C群: 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性)

**【現状の説明】** 本学では、以下のような刊行物を定期発刊して教員が研究成果を発表する機会を提供している。

- ・ 聖学院大学論叢 (年2回)
- ・ 総合研究所紀要 (年3回)
- ・ 総合研究所ニューズレター (年5回)
- ・ 聖学院大学研究叢書 (ヴェリタス叢書)
- ・ キリスト教と諸学 (年1回)
- ・ 緑信叢書 (年1回)

このほか、共同研究プロジェクトへの助成、学術講演会・シンポジウム等の開催なども行われ、広く研究成果の公表を支援している。また、1991年に設立された聖学院大学出版会では、大学の教育・研究活動を学外に拡げ、その学術・文化的使命を果たすことを目的としており、主として学術図書の出版を中心とする活動が行われている。

さらに2005年度からはWEBサイトを利用した「聖学院大学総合研究所 ON THE WEB」をスタートさせ、聖学院大学としてインターネット上でリアルタイムに教育、政治、社会、経済、国際等の問題を積極的に発信することが可能となっている。

第6章 第2節  
研究活動と研究環境

【点検・評価】 上記のような研究成果の公表を支援する措置を通して、教員は研究成果の学内外への公表を常に心がけている。このことによって、研究活動はより広い評価と批判を受ける環境にあると言え、研究活動の活性化という観点からも重要な役割を果たしている。

【課題・方策】 研究の水準維持のためには、学内紀要誌である論叢等への投稿論文の評価を行う機関、制度の設置についても検討されるべきであろう。また、教員が外国の学会などで発表する場合の渡航費などの助成は個人研究費以外には殆どない状態であり、世界に向けての情報発信の観点からは改善の必要がある。教員の研究活動の成果を教育へと反映していくためにも、高等教育機関である大学にとっては生命線とも言えるものである。それはまた教員の研究活動の自由を保証するものでなければならないことも言うまでもない。これによって研究の充実が教育の充実へと繋がるはずである。しかし、自由であることは一歩間違えると質の低下につながりかねない危険性も孕んでいる。それを防ぐためにも、学内に、場合によっては学外研究者を含めた形での適正な業績評価制度および組織の設置の必要性を検討することが求められるが、併せて教員の研究に対する自由度も損なわれないようにしなくてはならない。単なる論文の多寡によって業績を評価するという短絡的な判断が生じる可能性もあり、制度の設置には慎重な十分な議論を重ねる必要がある。

2) 大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

(C群:国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況)

【現状の説明】 本学では、プロテスタント・キリスト教の精神と文化の伝統を継承し、それを日本に紹介する意図をもって、また本学の理念に基づいて、学際的かつ国際的、創造的かつ総合的学問の進展を図るために、聖学院大学出版会を通して出版活動を行っている。2004年4月から2006年3月に出版された書籍は次のとおりである。

- (1) A Theology of Japan—Church and State in Japan since World War II (藤原淳賀編 発行日：06/03/26)
- (2) シカゴ—大都市政治の臨床的観察 (C. E. メリアム著／和田宗春訳 発行日：06/03/25)
- (3) 人生の危機における人間像—危機からの創造をめざして (平山正実著 発行日：06/02/28)
- (4) キリスト教諸教会とデモクラシー (A. D. リンゼイ著／山本俊樹・大澤麦訳 発行日：06/02/10)
- (5) 歴史と神学〈上巻〉 (古屋安雄ほか編 発行日：05/12/)
- (6) 地域に求められる人口減少対策—発生する地域問題と迫られる対応 (平 修久著 発行日：05/03/)



- (7) A Theology of Japan 〈1〉 A Theology of Japan: Origins and Task in the Age of Globalization (H. Ohki ほか著 発行日：05/03/)
- (8) ニーバーとその時代—ラインホルド・ニーバーの預言者的役割とその遺産 (チャールズ・C. ブラウン著／高橋義文訳 発行日：04/12)
- (9) 私学としてのキリスト教大学—教育の祝福と改革 (倉松 功著 発行日：04/08/27)

国内外の大学や研究機関等の研究成果の受信については、主として総合図書館（情報センター）がその条件整備に務めている。研究成果の一次情報の受信については、国内外の大学、研究機関の発行する紀要を受け入れ、整理提供している他、本学の教員の要望に応える形で情報の収集に努めている。なお、本学の図書館に所蔵されていない文献については、国内外の大学図書館、国立国会図書館等との連携によって現物の貸借や複写物の提供を受けたり、文献送付サービスを利用して入手するなどの体制を整えている。さらに、WEB サイトにおいて国立国会図書館データベースの検索は勿論、NII 学術論文情報ナビゲータ (CiNii)、MAGAZINEPLUS、Academic Search Elite (EBSCOhost) 等の国内外の学術論文を中心とした商用データベースの検索、電子ジャーナル等の閲覧が可能となっており、インターネット上に公開されている論文等の学術情報にアクセスするための環境が整えられている。

**【点検・評価】** 聖学院大学出版会の出版活動は、大学の理念に沿い学問的進展を目指すものである。出版されるものは高度に学問的価値が高いと認められるものとなっている。また学校法人聖学院出資の有限会社である聖学院ゼネラルサービスも出版活動をしており、こちらは法人内の出版物を主に出している。出版会は聖学院大学の学問的レベルを維持することには大いに役立っている。いずれにしても本学ではこのような出版会を持ち、教員に研究の成果を発信できる体制が整えられていることは、大いに評価できるものである。

研究成果の受信については、教員から図書館に要求のあった印刷媒体の研究成果のほぼ8割は2週間以内に受信されること、インターネット上で発信されている情報に関しては図書館、各研究室、内容によっては自宅からもアクセスできる環境が整えられていることなどは、平均的基準を満たし、教育環境の進展に貢献していると言える。

**【課題・方策】** 研究論文やその成果の公表、情報発信については、先に触れたように印刷物やインターネットなど様々な媒体を提供しており、さらに出版会活動を通してそのような機会が提供されている。しかしながら、実際にどのような形で情報発信をしていくかということについては、基本的には教員個人に依存しているため、結果として十分なものになっているか否かは疑問が残る。特にインターネット上への情報発信については、教員によっては最初から断念している状況もある。このようなことから成果の公表に関しての組織的支援体制をどのように整備していくべきか、また教員の負担の少ない、分かりやすい環境の整備の方策について検討の必要がある。

有料データベースの利用については、予算等の制約から提供することができないもの

## 第6章 第2節 研究活動と研究環境

もあり、これは本学のみでは解決が難しい問題である。図書館同士の協力体制や国レベルの施策を含めて大きな課題である。インターネットを利用した情報の受信については図書館の努力もあり、利用環境としては大いに進展しているが、そうした情報の存在自体を教員がよく知らない場合も散見される。さらに効果的な研究成果等の情報受信を図っていくためには、図書館などが行う研究領域に即した情報提供や活用支援をさらに充実させていかねばならない。

### 4 倫理面からの研究条件の整備

#### 1) 倫理面から自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システム

(C群:倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性)

**【現状の説明】** 近年の生命倫理やライフサイエンスの安全性の問題が様々な場面で話題となっている。本学は全体的には社会科学的研究分野を扱うことが多い大学ではあるものの、心理学系および医科学系研究者によっては倫理問題に関わることがないわけではない。したがって、常設の倫理委員会を設けるという形ではないが、2003年度より、全学の運営組織である大学運営委員会の委嘱により、必要に応じて倫理委員会を発足させ、人間の尊厳及び人権が尊重され社会の理解と協力を得て研究の適正な推進が図られるよう、その研究計画の実施の適否等について倫理的観点とともに科学的観点をも含めて審査し、文書により意見を述べる形をとっている。倫理委員会はこれまでに2度開催されている。

倫理委員会の対象となる具体的な研究課題としては、以下に掲げるものとなるが、このような形での審査については原則として研究者自身による申し出、依頼によって行うこととしている。

- (1) 「ヒトを直接対象とする研究」及び「人体より採取若しくはヒト胚に由来する試料を用いる研究（その遺伝子解析を含む）」のうち、国又はそれに準じるものが定める倫理指針等の存在する研究
- (2) 上記のほか、「ヘルシンキ宣言」（世界医師会）、「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」（ユネスコ）、国際医科学評議会の作成した国際指針等の趣旨を踏まえ、生命倫理的観点から審査の必要性を認める重要事項

**【点検・評価】** 本来の姿からすれば、常設の倫理委員会を設置し、啓蒙活動などを併せて行うことが理想と思われるが、既に述べたように本学の多くの教員の研究分野、研究課題等の状況から、必要に応じて臨時に委員会を開催するという方式は、適切であり、最低限の必要を満たしているものと考えられる。また、実際に委員会の開催も多くはなく、現状では本学の体制としてやむを得ないものと判断する。

**【課題・方策】** 現在、この問題に関連して常設の委員会を設置することについては話題となっていな

いが、今後、純粹に生命に関わる問題や、あるいは人間工学的問題の枠を越えて人間の心の問題、倫理の問題、人権の問題へと関わりが広がっていく可能性を見据え、将来的には委員会設置の必要性も視野に含めて対応していく準備を進めている。